

序章

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。

上位計画となる「第 5 次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「石川県都市計画マスタープラン」(整備、開発及び保全の方針)などに則し、市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標とこれを実現するための個別具体の都市計画の方針を定めるものである。

1-1 都市計画マスタープラン改訂の必要性

(1) 上位計画の見直し

- 平成 22 年度、上位計画である「第 5 次羽咋市総合計画」が見直しされており、この上位計画を踏まえ、都市計画マスタープランの改訂が必要である。
- また、現行の羽咋市都市計画マスタープランは、策定から 10 年以上が経過しており、近年の本市の状況に対応した都市計画マスタープランの改訂が必要である。

(2) 人口減少傾向に対する定住人口の確保と既存資源の有効活用

- 羽咋市では年々人口が減少する一方、高齢化率は上昇しており、少子高齢社会への対応が求められている。人口減少は特に用途地域内において顕著であり、中心市街地の活性化と定住人口(特に若年世代)の確保が課題となっている。
- また、まちなかには空家が増加しており、これら既存の都市施設・地域資源の有効活用が求められている。

(3) 地域の実情に合わせた土地利用計画と施設計画の見直し

- 市街地で実際の土地利用と整合していない地区がみられることから、実態に応じた土地利用への誘導とともに、まちなかへの定住を促進するために住居系用途地域への見直しが必要となっている。
- 都市計画道路の整備率は 22.4% (概成済延長を含む整備率は 54.0%) となっているが、長期未着手となっている都市計画道路が多いこともあり、見直しが必要となっている。

※概成済：計画道路と同程度の機能を果たしうる道路を有するもの(おおむね計画幅員の 2/3 以上)

(4) 交流人口の拡大

- 平成 25 年 3 月の、のと里山海道開通、平成 27 年春の北陸新幹線金沢開業予定といった広域交通体系の大きな変化要因により、能登地域への観光客の増加が見込まれることから、拡大する交流人口受け皿としてハード、ソフト両面の対策が必要である。
- また、広域交通体系の変化は、モノの移動（物流）にも波及効果を生みだすことが考えられることから、産業基盤の整備や誘致などの対策も必要である。

(5) 大規模災害に備えた防災まちづくり

- 東日本大震災で発生した津波被害の現状を踏まえ、海岸線に市街地が展開する羽咋市でも、防災に関する既存計画の考え方を踏まえ、ハード・ソフト両面において防災まちづくり強化の視点から、計画づくりが必要である。
- また、道路や公園など既存の都市施設について、防災への活用なども踏まえた安全安心なまちづくりの強化を行う必要がある。

(6) 良好な環境保全の促進

- 平成 23 年、世界農業遺産に認定された能登の里山・里海の地域である羽咋市として、良好な里山里海の保全に努めるとともに、これら地域資源の有効活用と地域住民が主体となったまちづくりへの展開が必要である。

1-2 都市計画マスタープランの対象範囲

本マスタープランの対象範囲は、「羽咋都市計画区域」とする。

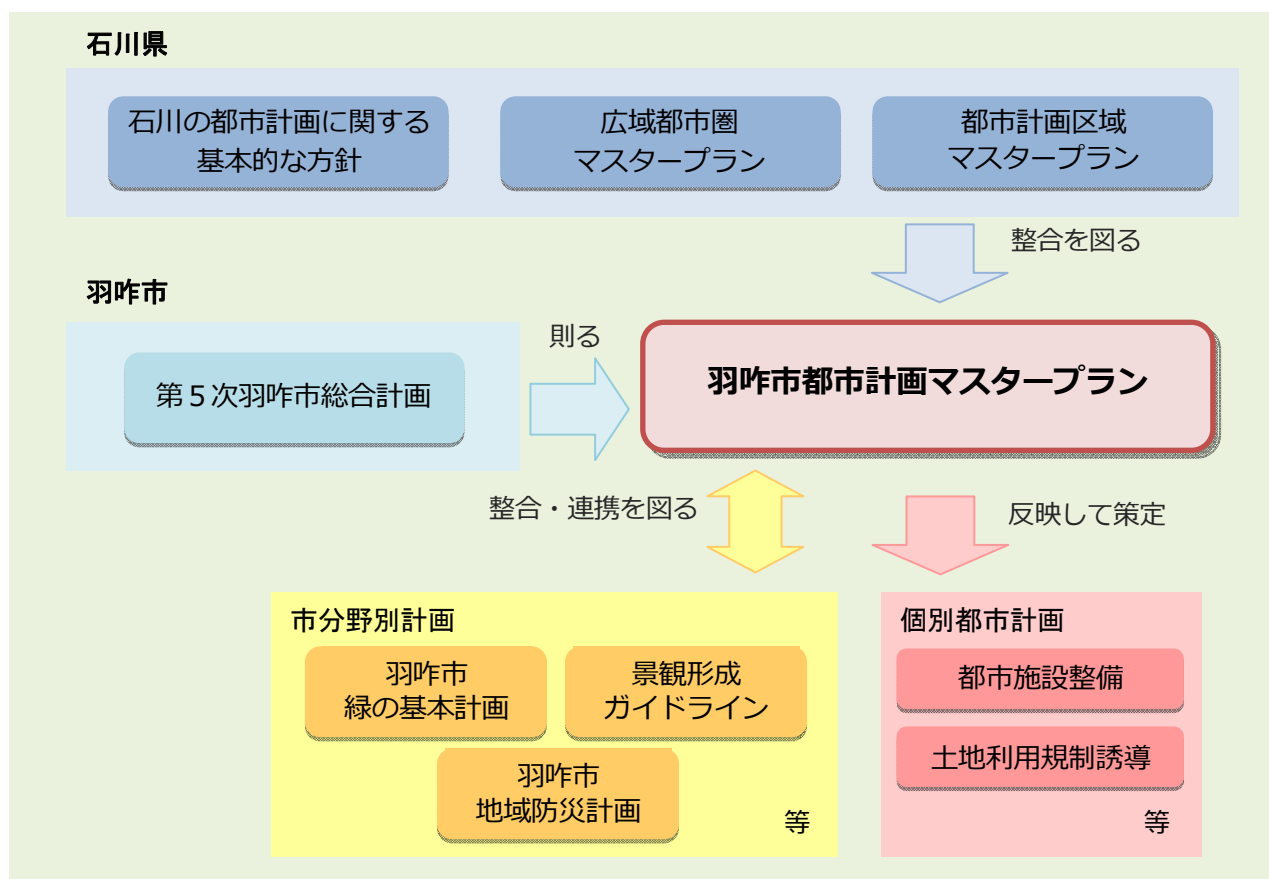
1-3 都市計画マスタープランの目標年次

- 都市計画マスタープランに示す方針の目標年次は、おおむね20年後（平成42年度）とする。
- 将来人口についても、第5次羽咋市総合計画との整合性を図りつつ、おおむね20年後（平成42年）を推計するものとする。※ただし、社会・経済状況等の必要に応じて、適宜見直しを図る。

1-4 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、上位計画となる「第5次羽咋市総合計画」と、石川県が定める「石川県都市計画マスタープラン」などに則するとともに、関連計画と相互に反映しながら、個別具体的な都市計画の方針を示すものである。

図一 羽咋市都市計画マスタープランの位置付け



2 都市計画マスタープランの構成

2-1 計画の構成

羽咋市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想の分野別方針と地域別構想の相互補完により構築する。

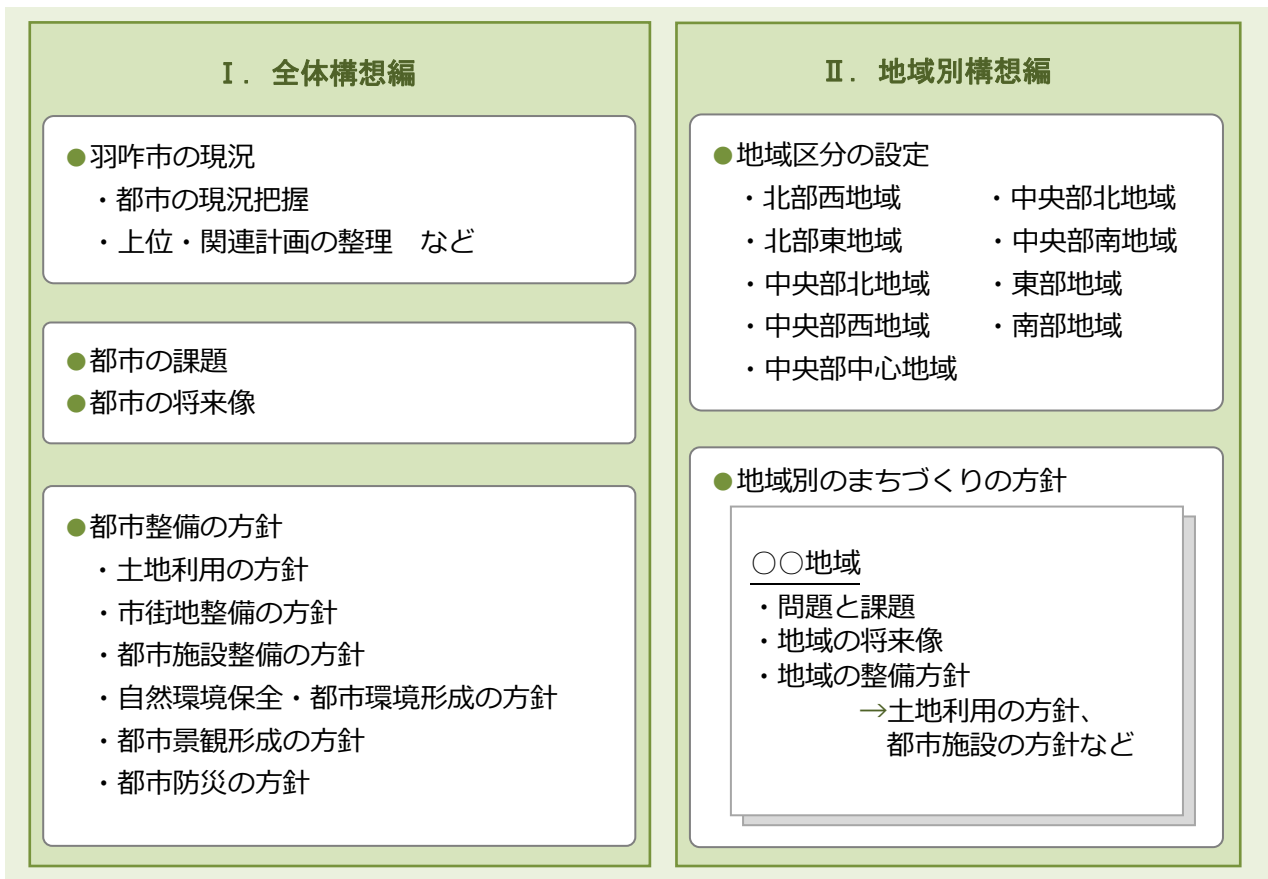
【全体構想】

全体構想では、市全域を対象として羽咋市の現況を整理したうえで、都市の課題、都市計画の基本理念、将来像を示すほか、土地利用、都市施設、都市環境や景観のあり方など、羽咋市に関わる分野別の都市づくり方針を示す。

【地域別構想】

地域別構想では、地域区分を設定し、地域別の現況・課題を整理するとともに、将来目標やまちづくり方針を示す。

図一 羽咋市都市計画マスタープランの構成



3 都市計画マスタープランの策定体制

時代の潮流や地域の実情に応じて都市計画マスタープランの見直しを行うため、有識者、市民代表、関係機関などから構成される策定委員会を設置し、検討を行うものとする。

また、都市計画マスタープランの見直しに併せて、用途地域の見直しや都市計画道路網の見直しを行うものとし、策定委員会において問題点や課題、方針について検討を行うものとする。

お、都市計画マスタープランの策定にあたっては、パブリックコメントや地域別説明会などを実施し、住民意向の反映に努めながら、下記の体制で検討を進めるものとする。

図一都市計画マスタープランの策定体制

